

# 山梨県公報

第二千三百五十九号

平成二十五年

十月七日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の予定(四件)……………六四三
- 都市計画の変更(二件)……………六四四
- 収入証紙指定売りさばき人の指定……………六四五

### 公告

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………六四五
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………六四六
- 公聴会の実施……………六四六
- 都市計画の変更図書の縦覧……………六四六
- 国土調査の成果の認証……………六四六
- その他……………六四七
- 一般競争入札について……………六四七

## 告示

### 山梨県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字藤切場一三八五〇から一三八五二まで、字片瀬一〇二六四

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤切場一三八五〇から一三八五二まで・字片瀬一〇二六四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町本郷字大森一〇六一一・一〇六一二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇六二〇、一〇六二二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大森一〇六一二・一〇六二〇・一〇六二二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第三百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町本郷字沢奥一〇四〇八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢奥一〇四〇八の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第三百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町本郷字観音一〇三七九、一〇三七九の一、一〇三八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字観音一〇三七九・一〇三七九の一・一〇三八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第三百二十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路の変更

(三・三・一)号 和戸町竜王線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第三百二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

- 一 甲府都市計画河川の変更  
(濁川)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

**山梨県告示第三百二十八号**

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により山梨県収入証紙指定売りさばき人を次のとおり指定した。  
平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
甲府市丸の内一丁目五番四号(恩賜林記念館内)	甲府市丸の内一丁目五番四号	一般社団法人山梨県猟友会 会長 深澤登志夫	平成二十五年十月一日

**公 告**

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月七日まで縦覧に供する。  
平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
---------------------------	-----

有限会社ファースト 代表取締役 中村吉邦	山梨県笛吹市石和町川中島九十七番地一
株式会社アルベン 代表取締役 水野泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市上阿原町三百八十七番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	四千三百八十一平方メートル	四千四百九十四平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 七十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百一十一平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 二十五立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 三十五立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三十分	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三十分 (一部については二十四時間)
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時まで	午前八時三十分から午後十時まで (一部については二十四時間)

3 変更する年月日

- 届出年月日 平成二十六年三月二十六日
- 届出年月日 平成二十五年七月二十五日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月七日まで縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

関山産業株式会社 代表取締役 関山文代

2 住所

山梨県都留市夏狩六百六十四番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 富士見ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者（マックスバリュ東海株式会社に限る。）の開店時刻及び閉店時刻	二十四時間	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	二十四時間 （一部については午前八時三十分から午後十時まで）	午前六時三十分から午後十時三十分まで （一部については午前八時三十分から午後十時まで）

3 変更する年月日

平成二十五年九月十三日

届出年月日

平成二十五年八月十九日

● 公聴会の実施  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催期日 平成二十五年十月三十日（水）午後七時

二 開催場所 甲府市青沼三丁目五号四十四番 甲府市総合市民会館三階大会議室

三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（中央五丁目下小河原線外三路線）の変更（廃止）について

四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

六 意見書の提出期限 平成二十五年十月二十一日（月）午後五時十五分

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により都留市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

都留都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十五年十月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

- 二 調査を行った時期  
平成二十三年七月十一日から平成二十五年二月二十一日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
甲府市中央二丁目及び中央四丁目の全域並びに同市丸の内二丁目、丸の内二丁目及び宝一丁目の各一部
- 五 認証年月日  
平成二十五年九月十九日

## その他

### ● 山梨県道路公社公告第三号

次のおり一般競争入札を行う。

平成二十五年十月七日

雁坂トンネル有料道路路管理事務所長

雨 宮 一 彦

#### 一 一般競争入札に付する事項

##### 1 工事名

雁坂トンネル警報表示板改修工事

##### 2 工事場所

山梨市三富川浦地内 外

##### 3 工事概要

埼玉側坑口警報表示板更新（支柱アーム部含む） 一基

主制御器改造 一式

##### 4 工期

平成二十五年十月二十九日から平成二十六年三月十四日まで

##### 5 予定価格

二千百五十二万五千円

#### 二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十五年十月十五日（火）から同月二十一日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

#### 三 その他

詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。  
(URL) <http://www.fruits.ne.jp/~kaisaka/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番